

小・中学校における特別支援教育

1. 通常の学級における指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障がいのある子供については、一人一人の障がいの状態等に応じて指導内容、方法を工夫することとされています。

各学校では、特別支援教育コーディネーターを配置し、関係諸機関との連絡調整や校内委員会の推進を図り組織的に支援を行っています。また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成するなどして、配慮の必要な子供に対して、適切な指導及び必要な支援を行っています。そのほかにも発達障がいの可能性のある子供たちについて配慮した教室環境づくりや、どの子どもにとってもわかりやすい授業づくりの工夫などもするようになってきています。

2. 通級による指導

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級での学習に概ね参加でき、一部障がいの状態に応じて、週1回程度特別な指導を特別な場（いわゆる「通級指導教室」）で行う教育の形態です。

(1) 言語障がいの子供の指導 発音が不明瞭であったり吃音がある子供に対して、正しい音の認知や模倣、発音指導などを行います。

H29年度設置；若狭小・神原小・銘苅小

(2) 発達障がいの子供の指導 学習障がいやADHDといった発達障がいのある子供に対して、障がいの状態の改善または克服を目的とした指導（自立活動が中心）を行います。

H29年度設置；城西小・さつき小・那覇小

※送迎は保護者でお願いします。

3. 特別支援学級における指導

小・中学校の特別支援学級では、子供一人一人の障がいを正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援が行われています。

特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、他（肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい）の学級があります。教育内容は、原則として小・中学校の学習指導要領に沿って行われますが、子供の障がいの状態や特性などに応じて、特別支援学校の教育課程を参考にして、弾力的な教育課程を編成し指導や支援を行っています。また、通常の子供たちと各教科や学級活動、学校行事などをともに行う「交流及び共同学習」など、相互の綿密な連携のもとに指導が行われています。

特別支援学校における教育（小・中学部）

特別支援学校には、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱*の学校があります。子どもの生きる力をはぐくむことを目指し、自立し社会参加するための豊かな教育内容・方法を工夫したきめ細やかな指導が行われます。

(※自閉症・情緒障がいの特別支援学校はありません)

●特別支援学校の教育課程の特色

特別支援学校では、小学部、中学部においてそれぞれ小学校、中学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障がいに応じた弾力的な教育編成ができるようになっており、子供の障がい特性や健康状態や経験等に応じて、各教科等の指導内容・方法を工夫しています。

◆小・中学校での教育相談を重ね、個別の学びの場での指導（通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）を希望する場合に、就学支援の申し込みが必要です。